平成２１年（フ）第２５７号
三重県津市高野尾町2992番地383
債務者　浦中　啓行
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２６５号
三重県津市河芸町中瀬164番地４、前住所三重県鈴鹿市白子町1909番地８
債務者　吉田あゆみ（旧姓日置）
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２５１号
住居所不定、住民票上の住所滋賀県草津市東草津３丁目16番５号第２ハイツ高樋202号
債務者　井手　毅浩
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４０号
京都市南区久世上久世町753番地　コーポラス久世305号
債務者　藤本かおり
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０１号
京都市上京区丸太町通河原町東入駒之町533番地　リバーサイド谷水３－Ｃ号
債務者　河本　康弘
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６号
鳥取県境港市東雲町４番地
債務者　西崎　真人
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１６６号
広島県三原市糸崎４丁目６番10号
債務者　石井利代子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第２６５号
山口県下関市長門町６番15号
債務者　横沢佐代子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４６８号
愛媛県松山市中央１丁目８番20号　山崎ハイツ103号
債務者　小松　和宏
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５３２号
愛媛県松山市衣山１丁目658番地２　衣山駅前マンション１階庄八内、住民票上の住所愛媛県松山市小栗町314番地
債務者　井上　貴美
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５６０号
愛媛県松山市福音寺町739番地１　フジ広告第３ビル507号
債務者　越智　伸定
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５７４号
愛媛県松山市余戸中１丁目４番１号　大商ハイツ205号
債務者　不破　伸吾
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５８７号
愛媛県松山市北斎院町847番地12
債務者　和田　昭二
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６０１号
愛媛県伊予郡松前町大字中川原963番地３
債務者　市川　剛毅
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６０７号
愛媛県松山市小栗７丁目７番24号　どんぐりハイツ202号
債務者　黒田　誠二
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６０８号
愛媛県松山市下伊台町1309番地33
債務者　御手洗一也
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６０９号
愛媛県松山市下伊台町1309番地33
債務者　御手洗弘子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
松山地方裁判所